

「サブウェイ・パフォーマー事業」PR物データ作成業務仕様書

1 委託業務

「サブウェイ・パフォーマー事業」PR物データ作成業務

2 目的

本業務は、地下鉄駅の賑わい創出と京都市内を活動拠点とする音楽芸術家やダンサー、大道芸人等の活動支援を目的に、地下鉄駅構内で音楽やダンスなどのパフォーマンスを披露していただく「サブウェイ・パフォーマー」事業において、令和8年度に活動いただけるパフォーマーの募集に際し、各種PR物を作成することを目的とする。

3 委託内容

以下の事項を委託する。

- (1) データ作成に必要な構成立案、デザイン作成、校正対応等。ただし、PR物のテキストについては発注者が支給する。

- (2) 作成データ及び規格

ア サブウェイ・パフォーマー募集に係るPR物

(ア) ポスター

1 種類 (サイズB2縦 フルカラー)

(イ) デジタルサイネージ用静止画

1 種類 (H1920×W1080 : JPEG形式)

なお、デジタルサイネージ用データは、ポスターデータ完成後にレイアウト編集を行い、データ変換すること。

イ サブウェイ・パフォーマーの駅構内への入構許可書

1 種類 (サイズA4横 : PDF及びJPEG形式)

- (3) 校正

校正 (デザイン確認及び修正指示の反映) は各種3回程度を想定。校正の都度、修正済みの原稿を発注者に提出すること。ただし、原稿完成までのスケジュールに影響しない範囲で双方協議のうえ校正回数の追加について柔軟に対応するものとする。

- (4) 納品

ア 受注者は納品までのスケジュールを発注者と事前に協議のうえ作成し、示すこと。

イ ポスターの印刷用データ (ai形式及び印刷確認用PDF形式)、デジタルサイネージ用静止画 jpegデータ、入構許可書はPDF及びjpegデータを納品すること。

ウ 納品データの各ファイル名 (リンクファイル名を含む) には、半角英数字のみを用いること。

エ 納品データについては、発注者が別途指定するメールアドレスにメールで納品すること。

オ 各種納品データは以下の期日内に納品することとする。

・ポスター 令和8年1月7日 (水)

・デジタルサイネージ 令和8年1月13日 (火)

・入構許可書 令和8年2月6日 (金)

- (5) 前4項のほか、発注者は受注者に対し、委託業務の実施に当たり、個別に必要な事項

について指示するものとする。

4 成果物の使用条件等

本仕様書に基づき作成した全ての著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は発注者に帰属する。

5 再委託の禁止等

- (1) 包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、京都市交通局契約規程第44条の規定に基づき、あらかじめ書面により発注者の承認を得ること。
- (2) 再委託先は、本業務において受注者が負う義務と同等の義務を負うものとする。
- (3) 受注者は、再委託先の行為について再委託先と連携し、その責任を負うものとする。

6 遵守事項

- (1) 受注者は、委託業務の実施に当たり、本仕様書及び発注者の契約規程その他諸法規を遵守するとともに、発注者と十分連絡を取り合い、必要な承認を得なければならない。
- (2) 受注者は、委託業務の実施に当たり、知り得た事項を発注者の承認を得ず、他へ漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書について疑義又は変更の必要が生じた場合や、本仕様書に定めのないことについては、その都度、発注者と協議し、発注者の指示に従うこと。